



平成 24 年 7 月 27 日

各 位

会 社 名 荏原ユーザライト株式会社
代表者名 代表取締役会長兼 CEO 粕谷佳允
(コード番号：4975 東証第一部)
問合せ先 専務取締役専務執行役員 上谷正明
管理本部長
(TEL. 03-6895-7001)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 7 月 27 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の一部改定について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。
なお、改定箇所は下線で示しております。

記

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、「企業理念と企業行動基準」を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
- (2) コンプライアンス全体に関する総括責任者として管理部門担当取締役を任命し、総務部及びコンプライアンス部がコンプライアンス体制の推進及び問題点の把握に努める。
- (3) 事業活動又は取締役及び従業員等に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに相談・通報する窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を整備する。
- (4) コンプライアンス部は、コンプライアンスの状況を監査する。
- (5) 社会秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、所轄官庁及び関連団体と協力し毅然とした態度をもってその排除に努める。また、不当要求が発生した場合の対応統括部署は総務部とし、警察、弁護士等とも連携して対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、定められた期間保存及び管理する。
- (2) 取締役又は監査役からの閲覧の要請があった場合、速やかに、本社において閲覧が可能となる場所に保管する。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理に関する総括責任者として管理部門担当取締役を任命し、各部門担当取締役ともに、リスク管理体制の整備に努める。
- (2) 事業に関するコンプライアンス及び各種リスクに対し、それぞれの担当部署にて、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
- (3) コンプライアンス部は、リスクの管理状況を監査する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務の執行状況の監督等を行う。
- (2) 環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定する。
- (3) 取締役の職務権限と担当業務を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の「企業理念と企業行動基準」に基づき、当社子会社と一体となったコンプライアンスの推進を行う。
- (2) 経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、適切な管理を行う。
- (3) コンプライアンス部は、子会社に対する内部監査を行う。

6. 監査役を補助する使用人の体制及びその補助する使用人の独立性の確保

- (1) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを要請したときは、取締役会は監査役と協議の上、職務を補助する使用人を置くとともに必要な協力を行う。
- (2) 当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役の同意を得る。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、当社グループに重大な損失を与える事項及び違法行為や不正行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
- (2) 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要な報告を受ける体制をとる。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査役と相互の意思疎通を図るための定期的な会合を行う。
- (2) コンプライアンス部は、内部監査の状況報告を、監査役に対しても、定期的及び必用に応じて行い、相互の連携を図る。

9. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- (1) 金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に適正に対応するため、総括責任者として管理部門担当取締役を任命し、コンプライアンス部が当社グループの内部統制体制を強化する。
- (2) 構築された内部統制体制の適切な運用により、有効かつ正当な評価を受けうる財務報告を行う。

以 上